毎週火・金曜日発行

山口県報

令和元年
5月7日
（火曜日）

目　次

○公告
令和元年度危険物取扱者保安講習の実施（消防保安課）……一
令和元年度消防設備士講習の実施（消防保安課）……二
○公安委公告
契約の締結……三

公告

（一）令和元年度危険物取扱者保安講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の二十三の規定に基づき、令和元年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施します。

令和元年五月七日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　受講対象者

消防法第十三条の二十三に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者

二　講習の日時及び場所

㈠　給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場所
令和元、七、二	午前九時から正午まで	宇部市大字川上七四　山口県農業協同組合宇部統括本部
〃　〃　五〃	〃	光地区消防組合消防本部
〃	〃	下関市消防訓練センター
〃	〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号　山口県総合保健会館
〃	〃	周南市鼓海二丁目一一八の二四　公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	長門市東深川一一一の二　山口県漁業協同組合湊支店
〃	〃	いわくに消防防災センター
〃	〃	下関市豊北町大字角島二一七一の三　角島漁業協同組合
〃	〃	長門市三隅下三七〇九の三　山口県漁業協同組合野波瀬支店
〃	〃	防府市八王子二丁目八番九号　公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター
〃	〃	柳井市柳井一五七八の八　中国電力株式会社柳井発電所
〃	〃	下松市消防本部
〃	〃	阿武郡阿武町大字奈古二七四七　山口県漁業協同組合奈古支店
〃	〃	萩市消防本部
〃	〃	下関市消防訓練センター
〃	〃	ラポールゆや
〃	〃	周南市鼓海二丁目一一八の二四　公益財団法人周南地域地場産業振興センター
令和元、七、二	午後一時から午後四時まで	宇部市大字川上七四　山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	いわくに消防防災センター
〃	〃	〃
〃	〃	周南市鼓海二丁目一一八の二四　公益財団法人周南地域地場産業振興センター

㈡　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（㈠に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場所
令和元、七、二	午後一時から午後四時まで	宇部市大字川上七四　山口県農業協同組合宇部統括本部
〃　〃　三〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃　〃　二三〃	午前九時から正午まで	いわくに消防防災センター
〃　〃　二四〃	〃	〃
〃　〃　二五〃	午後一時から午後四時まで	周南市鼓海二丁目一一八の二四　公益財団法人周南地域地場産業振興センター

〃	〃	宇部市大字川上七四
〃	〃	山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	周南市鼓海二丁目一一八の二四
〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	いわくに消防防災センター
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	周南市鼓海二丁目一一八の二四
〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	山陽小野田市大字西沖五
〃	〃	西部石油株式会社山口製油所
〃	〃	周南市鼓海二丁目一一八の二四
〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	〃
〃	〃	〃

(三) (一)及び(二)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習

日	時	場所
令和元、七、三	午前九時から正午まで	宇部市大字川上七四
〃	〃	山口県農業協同組合宇部統括本部
〃 五	午後一時から午後四時まで	光地区消防組合消防本部
〃	〃	〃
〃 一〇	〃	下関市消防訓練センター
〃 一一	午前九時から正午まで	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター
〃 八、一	午後一時から午後四時まで	防府市八王子二丁目八番九号
〃	〃	公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター
〃 二	午前九時から正午まで	光市大字光井四七二〇
〃	〃	武田薬品工業株式会社光工場
〃 六	〃	宇部市大字川上七四
〃	〃	山口県農業協同組合宇部統括本部
〃 二七	〃	周南市鼓海二丁目一一八の二四
〃	〃	公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃 九、六	午後一時から午後四時まで	いわくに消防防災センター
〃 一〇	〃	美祢市大嶺町東分四一八の八
〃	〃	美祢勤労者総合福祉センター
〃 一八	午前九時から正午まで	宇部・山陽小野田消防局消防訓練研修センター
〃 二〇	〃	光地区消防組合消防本部
〃	〃	〃
〃	午後一時から午後四時まで	
〃 二五	〃	下松市消防本部
〃 一〇、二	〃	防府市八王子二丁目八番九号
		公益財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センター
〃 九	〃	下関市消防訓練センター
〃 一一	午前九時から正午まで	柳井市柳井一五七八の八
		中国電力株式会社柳井発電所
〃 一一、一	〃	萩市消防本部
〃 二二	〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号
		山口県総合保健会館

三　受講申請書の提出期限及び提出先

各講習実施日の四週間前までに、最寄りの消防本部又は山口市葵二丁目五番六九号（郵便番号七五三―〇八二一）一般社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出すること。

四　提出書類

受講申請書

五　受講手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六　その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号　山口県総務部消防保安課（電話〇八三―九三三―二三九九）又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会（電話〇八三―九二三―七七九九）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(二) 令和元年度消防設備士講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の十の規定に基づき、令和元年度

消防設備士講習を次のとおり実施します。

令和元年五月七日

山口県知事　村岡嗣政

一　受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

㈠　消火設備　甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類

㈡　警報設備　甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類

㈢　避難設備・消火器　甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二　講習の日時及び場所

	日	時	場所
㈠　消火設備			
	令和元、九、一〇	午前九時三十分から午後五時まで	山口市湯田温泉五丁目一番一号　山口県婦人教育文化会館
	〃　一一　〃		周南市鼓海二丁目一一八の二四　公益財団法人周南地域地場産業振興センター
㈡　警報設備			
	令和元、一〇、一	午前九時三十分から午後五時まで	宇部市大字川上七四　山口農業協同組合宇部統括本部
	〃　二　〃		山口市湯田温泉五丁目一番一号　山口県婦人教育文化会館
	〃　三　〃		周南市鼓海二丁目一一八の二四　公益財団法人周南地域地場産業振興センター
㈢　避難設備・消火器			
	令和元、一〇、二三	午前九時三十分から午後五時まで	山口市湯田温泉五丁目一番一号　山口県婦人教育文化会館
	〃　二四　〃		周南市鼓海二丁目一一八の二四　公益財団法人周南地域地場産業振興センター
	〃　二五　〃		宇部市大字川上七四　山口農業協同組合宇部統括本部

三　講習の科目

㈠　工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

㈡　工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

㈢　効果測定

四　講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の㈠に掲げる科目の受講を免除する。

五　受講申請書の提出期間及び提出先

令和元年七月十六日（火曜日）から同年八月十三日（火曜日）までの間に、山口市葵二丁目五番六九号（郵便番号七五三―〇八二一）一般財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六　提出書類

㈠　受講申請書

㈡　写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

七　受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八　その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号　山口県総務部消防保安課（電話〇八三―九三三―二三九九）又は一般財団法人山口県消防設備協会（電話〇八三―九二三―七七七八）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

公　告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和元年五月七日

山口県知事　村岡嗣政

一　事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課　山口市滝町一番一号

二　契約に係る物品等の名称及び予定数量

運転免許証用ＩＣカード	二十三万四千九百枚
運転経歴証明書用カードベース	四千五百枚
運転免許証作成用インクリボン	百二十箱

三　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
四　契約の相手方を決定した日
　平成三十一年三月二十九日
五　契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
　株式会社ＤＮＰアイディーシステム　東京都新宿区新宿四丁目三番一七号
六　契約金額

運転免許証用ＩＣカード	九百枚当たり三十一万二千十二円
運転経歴証明書用カードベース	三百枚当たり十万三千六百八十円
運転免許証作成用インクリボン	一箱当たり十五万千二百円

七　随意契約によることとした理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため
八　契約担当者
　山口県知事　村岡　嗣政

令和元年五月七日印刷
令和元年五月七日発行
発行所　山口県庁
発行人　山口県知事